

緊急事態対策（抜粋）

事業者への要請

(1) 飲食店に対する時短要請

対象を「酒類を提供する飲食店」から「飲食店」に拡大

【1月12日（火）～2月7日（日）】

・対象：酒類を提供する飲食店

・要件：期間中、20：00までの営業時間短縮、

かつ酒類の提供は11：00から19：00

・協力金：全27日間、要件を満たした場合1店舗で154万円

【1月16日（土）～2月7日（日）】

・対象：飲食店（酒類を提供しているか否か問わない）

・要件：期間中、20：00までの営業時間短縮、

かつ、酒類の提供は11：00から19：00

・協力金：全23日間、要件を満たした場合1店舗で138万円

(2) イベント等の開催制限（1/16から）

・屋内、屋外ともに5,000人以下。

・上記に加え、屋内は収容定員の50%以内。

・20時までの営業時間短縮。

(3) その他の業種に対する時短の働きかけ（1/16から）

・対象：飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設

(学校、保育所、生活必需物資の物品販売業を営む店舗、生活必需サービスを営む店舗等を除く)

・内容：営業時間は20時まで、酒類提供は11時から19時まで

・対象施設：

施設	対応
運動施設、遊技場	・20時までの営業時間
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	短縮、19時までの
集会場又は公会堂、展示場	酒類提供
博物館、美術館又は図書館	・人数上限5,000
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※特措法に基づく時短要請の対象施設は除く	人、かつ、収容率要件 50%以下とすることの 働きかけ
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない施設。）	・20時までの営業時間 短縮、19時までの酒
1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗（生活必需物資を除外。）	酒類提供の働きかけ
1,000㎡を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービスを除外。）	